

自転車の**安全**で 適正な利用の促進に 関する条例

令和4年
4月1日施行

周南市では、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

理念

- 道路交通法その他の法令を遵守すること
- 自転車事故、自転車盗難、自転車放置を防止するよう留意すること
- 互いに譲り合う精神を持つこと
- 自転車を安全で適正に利用できる環境づくりに努めること

条例の主な内容

交通ルールへの遵守



自転車交通安全教育の充実



自転車の安全利用



自転車保険への加入



自転車の防犯対策



自転車の放置防止



交通ルールを
正しく理解して、
安全運転に
努めましょう!

自転車は車両の仲間
です。車両の運転手と
して交通ルールをしっ
かり守りましょう。



車道の左側を
走行しましょう。



歩道は歩行者優先です。
歩道の車道側を徐行しましょう。



交差点での一時停止と
安全運転をしましょう。



ヘルメットを
着用しましょう。



走行中の傘や携帯電話、
イヤホン等の使用はやめましょう。

自転車は
しっかり管理しましょう!

自転車は施錠し、放置せず、しっかり管理しましょう。
利用しなくなった自転車は適正に処分しましょう。



大切な命を守る
「ヘルメット」を着用しましょう。

自転車での死亡事故のうち、6割以上は頭部のケガによるものです。スポーツや買物、通勤・通学等、自転車に乗るときはヘルメットを着用し、頭部を保護しましょう。



自転車保険等に参加しましょう。

自転車による交通事故で相手方を死傷させてしまい、高額な賠償請求を命じられる事例が発生しています。そのような万が一の備えとして、賠償責任保険へ加入しましょう。

